

掛川市教育委員会訓令甲第1号

掛川市教育委員会事務決裁規程（平成17年掛川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

掛川市教育委員会教育長 佐藤 嘉晃

第2条第6号中「社会教育室」を「学校再編室及び社会教育室」に改める。

別表第1の3の表中

「

1 所属職員の配置		所属部内一般職員の6月以内の臨時的配置	所属課内一般職員の配置	部長決裁事項は企画政策部長に、課長決裁事項のうち年度途中における変更の場合は行政課長及び企画政策課長に合議
5 国内の出張命令	部長及び課長の4日以上並びに附属機関等の委員の出張	課長の3日以内及び主幹等以下の4日以上の出張	主幹等以下の3日以内の出張	県外及び旅費の調整を必要とする場合の出張の命令は、行政課長に合議
6 海外へのお出張命令	部長以下			課長以上のお出張

				は総務部長に、 主幹等以下の出張は行政課長に合議
7 行政課所管以外の実務研修 又は派遣研修の実施又は参加 の決定	部長	課長	主幹等以下	課長以上の研修 で受講期間が連続3日以上のも のは、行政課長 に合議
8 年次休暇の時季の決定	部長の休暇及び課 長の7日以上の休 暇	課長の6日 以内及び主 幹等以下の 7日以上の 休暇	主幹等以下 の6日以内 の休暇	課長の7日以上 の休暇は総務部 長に、主幹等以 下の7日以上の 休暇は行政課長 に合議
10 欠勤の決定	部長	課長	主幹等以下	行政課長に合議
11 身分事項異動の確認	部長	課長	主幹等以下	行政課長に合議

」

を

「

1 所属職員の配置		所属部内一 般職員の6 月以内の臨 時的配置	所属課内一 般職員の配 置	部長決裁事項は 企画政策部長 に、課長決裁事 項のうち年度途 中における変更 の場合は人事課 長及び企画政策 課長に合議
5 国内の出張命令	部長及び	課長の3日	主幹等以下	県外及び旅費の

	課長の4日以上並びに附属機関等の委員の出張	以内及び主幹等以下の4日以上の出張	の3日以内の出張	調整を必要とする場合の出張の命令は、 <b>人事課長</b> に合議
6 海外への出張命令	部長以下			課長以上の出張は総務部長に、主幹等以下の出張は <b>人事課長</b> に合議
7 <b>人事課</b> 所管以外の実務研修又は派遣研修の実施又は参加の決定	部長	課長	主幹等以下	課長以上の研修で受講期間が連続3日以上なのは、 <b>人事課長</b> に合議
8 年次休暇の時季の決定	部長の休暇及び課長の7日以上の休暇	課長の6日以内及び主幹等以下の7日以上の休暇	主幹等以下の6日以内の休暇	課長の7日以上の休暇は総務部長に、主幹等以下の7日以上の休暇は <b>人事課長</b> に合議
10 欠勤の決定	部長	課長	主幹等以下	<b>人事課長</b> に合議
11 身分事項異動の確認	部長	課長	主幹等以下	<b>人事課長</b> に合議

」

に改める。

#### 附 則

この訓令甲は、令和5年4月1日から施行する。